

第49号議案

中野区教育施設目的外使用規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和3年（2021年）11月5日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

中野区立教育センターの移転及び分室の設置に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区教育施設目的外使用規則の一部を改正する規則

中野区教育施設目的外使用規則（平成10年中野区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別表11の表又は12の表」を「別表12の表又は13の表」に改める。

別表第1中「中野区立教育センター」を「中野区立教育センター分室」に改める。

附 則

この規則は、令和3年11月29日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。